

# 権利宣言規定の比較研究

## —— 明治憲法と同時代の憲法 ——

西 岡 祝\*

### 目 次

はじめに

1. 憲法の構成と権利宣言規定
2. 1830年フランス憲章
3. 1831年ベルギー憲法
4. 1850年プロイセン憲法
5. 1889年明治憲法
6. 戦後の代表的なテキストにみる明治憲法の権利宣言規定の評価  
おわりに

### はじめに

1889年に制定された明治憲法は、1850年プロイセン憲法をモデルにしたといわれている<sup>(1)</sup>。このプロイセン憲法は、1831年ベルギー憲法の影響を受けている<sup>(2)</sup>。そしてまた、ベルギー憲法は、フランスの1830年憲章を基礎として「大部分逐語的に採用した」とされている<sup>(3)</sup>。このように、明治憲法は、その源流に遡れば、プロイセン憲法→ベルギー憲法→フランス1830年憲章に

---

\* 福岡大学法学部教授

(1)

つながることになる<sup>(4)</sup>。

そこで、本稿では、19世紀に制定された立憲君主制の一群の憲法、すなわち1830年フランス憲章<sup>(5)</sup>、1831年ベルギー憲法、1850年プロイセン憲法及び1889年明治憲法のそれぞれの権利宣言規定を比較検討することにより、明治憲法の権利宣言規定の意義及びその特質をできるだけ実証的に考察する。なお、フランス憲章、プロイセン憲法及び明治憲法は、いうまでもなく、その後廃止されたが<sup>(6)</sup>、ベルギー憲法は、たび重なる改正を経て現在でもなお有効である。

- (1) C. ボルンハーク、山本浩三訳『憲法の系譜』（法律文化社、1961年）116頁、初宿正典「ドイツ憲法略史」高田敏・初宿正典編訳『ドイツ憲法集（第4版）』（信山社、2005年）5頁、宮沢俊義『憲法Ⅱ（新版）』（有斐閣、1971年）24頁。芦部信喜は、明治憲法の保障する「権利・自由の特色を一言で述べれば」「1850年のプロイセン憲法に近似する『外見的人権宣言』であったことにつきて」としている（『憲法学Ⅱ人権総論』（有斐閣、1994年）42頁）。
- (2) ボルンハーク・前掲注(1)107頁。宮沢は「ベルギー憲法の人権宣言は、その後のヨーロッパ諸国に大きな影響を与えた。ことに1848年のフランクフルト憲法の人権宣言や、1850年のプロイセン憲法のそれに対する影響は、多くの人の指摘するところである」（前掲注（1）23頁、また24頁参照。）とする。芦部信喜は、「プロイセン憲法は、立憲君主制の憲法である点では」「1814年と30年のフランス憲法および1831年ベルギー憲法と同じ類型に属する」としている（前掲注(1)14-15頁）。清宮四郎によれば、ベルギー憲法は「19世紀前半につくられたものとしては、かなり進歩的な内容もち、しかも、法典として割合によくまとまっていたので、外国の憲法でこれにならったものも少なくない。1848年のドイツのフランクフルト憲法、1849年のオーストリア憲法、1850年のプロイセン憲法などは、そのいちじるしい例であり、わが明治13年の元老院の憲法および明治憲法も影響をうけている」とする（「ベルギー憲法」宮沢俊義編『世界憲法集（第4版）』（岩波文庫、1983年）66頁）。また、高橋和之は「ベルギー国憲法（1831年制定）は、19世紀の大陸諸国の憲法に大きな影響を与えたものであり、プロイセン憲法を介して明治憲法への影響も語られていた」（「はしがき」高橋和之編『（新版）世界憲法集』（岩波文庫、2007年）5頁）としている。
- (3) ボルンハーク・前掲注(1)100頁。武居一正は、ベルギー「憲法のモデルとし

て、まずフランスの1791年9月3日憲法が『編』や『章』、『節』の区切り方の参考とされた。ついで同じくフランスの1830年8月14日憲法が大いに参照され、着想源となった」としている（「ベルギー王国」阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集（第3版）』（有信堂、2005年）409頁）。

- (4) ボルンハークは、「ベルギー憲法圏」として、ベルギー憲法、プロイセン憲法および明治憲法を挙げている（前掲注(1)96-124頁）。
- (5) なお、1830年憲章は大筋において1814年憲章と変わらないとされている（野村敬造『フランス憲法・行政法概論』（有信堂、1962年）100頁、矢口俊昭「フランス」阿部照哉編『比較憲法入門』（有斐閣、1994年）224頁、中村義孝編訳『フランス憲法史集成』（法律文化社、2003年）137頁）。
- (6) 1814年憲章は1830年憲章に取って代われ、1830年憲章は1848年2月革命により廃止された（野村・前掲注(5)99頁、105-106頁）。プロイセン憲法はワイマール憲法の制定される前年、1918年まで効力を有していた（初宿・前掲注(1)5頁）。明治憲法は1947年に形式的・手続的にはその「改正」としての日本国憲法の実施に伴い失効した。

## 1. 憲法の構成と権利宣言規定

各憲法の権利宣言規定をみる前に、権利宣言規定が憲法全体の中でどのように位置づけられているのかを検討しておく<sup>(7)</sup>。各憲法本文の構成は、次のようになっている（詳しくは、資料・表1を参照）。

フランス憲章→フランス人の公権、国王の統治形態、貴族院、代議院、大臣、司法組織、国家によって保障される特別の権利、経過規定。

ベルギー憲法→領土とその区分、ベルギー人とその権利、権力（議院、国王と大臣、司法権、州と市町村の制度）、財政、武力、一般規定、憲法の改正、経過規定。

プロイセン憲法→国家の領土、プロイセン人の権利、国王、大臣、議会、裁判権、裁判官の地位に属さない官吏、財政、市町村・郡・県・州の連合、一般規定、経過規定。

明治憲法→天皇、臣民権利義務、帝国議会、國務大臣及枢密顧問、司法、

会計、補則。

近代憲法にあっては、立憲主義の原理に基づき、憲法本文の構成において共通項がみいだされうる。内容的に大きく権利宣言と統治機構の部分に分けられ、統治機構の部分では三権分立原理を基に立法権、行政権及び司法権に関してそれぞれ規定が置かれている。権利宣言規定の憲法構成上の位置並びに、三権のうち議会（立法権）と国王・大臣（行政権）の位置関係は、それぞれの憲法の基本原理を反映して微妙に異なっている。

ベルギー憲法とプロイセン憲法の場合、第1編「領土」と第2編「権利宣言」は同様の構成になっている。ところが、統治機構の構成においてベルギーの場合、国民主権原理を反映して、国民代表たる議院（代議院→元老院の順）→国王と大臣→司法権の順で規定されているのに対し、プロイセンでは、国王→大臣→議会→裁判権の順となり、国王の絶対性、行政権の優位が示唆されている。

明治憲法は、その構成において、形式的には、ベルギー憲法やプロイセン憲法よりもフランス憲章に近似している。フランスの場合、権利宣言が最初に位置するものの、統治機構において国王→貴族院→代議院→大臣→司法組織の順になっている。他方、日本の場合、天皇主権原理を如実に反映して、天皇が権利宣言の前に位置し、天皇の絶対性が正に前面に押し出されているのである。統治機構の部分では、フランスとほぼ同じく、帝国議会（貴族院→衆議院の順で規定される）→国务大臣及び枢密顧問→司法の順になっている。権利宣言では、「日本人」の権利ではなく、君主（天皇）に服従する「臣民」の権利が保障されるという形をとっている。また、その表題において「権利」と並んで「義務」が併記されているのも特徴的である。さらに、日本の場合、ベルギーとプロイセンにみられる地方自治制に関する部分は継承されていない。

(7) 各国憲法の規定の翻訳にあたり、次の文献・資料を参照した。フランス→山本桂一「フランス」高木・末延・宮沢編『人権宣言集』（岩波文庫、1957年）154頁以下、ボルンハーク・前掲注(1)224頁以下、野村・前掲注(5)573頁以下、中村・前掲注(5)123頁以下。ベルギー→ボルンハーク・前掲注(1)236頁以下、今井威「ベルギーの憲法」京都大学憲法研究会編『世界各国の憲法典』（有信堂、1965年）794頁以下、清宮・前掲注(2)69頁以下、武居・前掲注(3)416頁以下。プロイセン→山田晟「ドイツ」高木・末延・宮沢編『人権宣言集』（岩波文庫、1957年）169頁以下、ボルンハーク・前掲注(1)250頁以下、倉田原志・初宿正典「プロイセン憲法」高田・初宿編『ドイツ憲法集（第4版）』（信山社、2005年）17頁以下。さらにインターネット上の資料として、Verfassungen der Welt (<http://www.verfassungen.de/un/>)、CONSTITUTION FINDER (<http://confinder.richmond.edu/>)、International Constitutional Law (<http://www.servat.unibe.ch/icl/>) に収録されているもの。

## 2. 1830年フランス憲章

フランスの権利宣言は、「フランス人の公権」という表題の下に11カ条からなる。まず法律の前の平等がうたわれ（1条）、次いで、その資産に応じて等しく国の租税に協力することが定められている（2条）。さらに、平等の公務就任権（3条）、人身の自由（liberté individuelle）<sup>(8)</sup>の平等の保障、訴追・逮捕の要件の法定（4条）、信仰告白・礼拝の自由（5条）、ローマ・カトリック教、その他のキリスト教教派の聖職者に対する国庫からの俸給（6条）、法律の範囲内で意見を公表し出版させる権利、検閲の禁止（7条）、所有権の不可侵、所有権の間の差別の禁止（8条）、事前の補償による所有権の制限（9条）、王政復古までに表明された意見・投票についての取調の禁止（10条）、徴兵の廃止、陸海軍の募兵方法の法定（11条）を規定する（詳しくは、資料・表2を参照）。

以上とはほぼ同じ規定をもつ1814年憲章の権利宣言につき、宮沢俊義は、それは「国家に先立つ自然権としての『人間』の権利ではなくて、『フランス

人の権利』を宣言した<sup>(9)</sup>」とし、この憲章は、「国王が神の恩寵によりフランスに君臨し、憲法をフランス国民に与えるという欽定憲法」「の立場に立つものであるから、その人権宣言がきわめておざなりなもの、あるいは、熱意のうすいものであったことは、当然である<sup>(10)</sup>」とする。そこで「この人権宣言は、形式的には、伝統的な人権宣言と似ているが、本来の意味の『人権』をその内容としたものでないことにおいて、外見的人権宣言と呼ばれるべきものである<sup>(11)</sup>」としている。

芦部信喜も、1814年憲章の権利宣言につき同趣旨の評価を与えている。すなわち、「それは、フランス人に認められる若干の自由を表明したもので、真の権利宣言ではない。それらの自由は、君主制国家がその政治課題を遂行するうえで、いわば反対や不満を『鎮静させる作用』として止むなく認めたものにすぎず、規定の仕方は制約的で消極的である。したがって、憲法上の権利・自由として実定化されたとはいえ、本来の意味の『人権』ということが難しい点で、宮沢俊義の言うように『外見的人権宣言』と呼ばれるべきものである」とし、「1830年の開明的な立憲君主制憲法（西岡注、1830年憲章）で保障された『フランス人の公権』の諸規定も、その基本的な性格は異ならない」とする<sup>(12)</sup>。

(8) 文献の一部では、「個人的自由」（山本・前掲注(7)231頁）、「個人の自由」（野村・前掲注(5)594頁、中村・前掲注(5)138頁）と訳されているが、「人身の自由」の意味と解される。宮沢と芦部は1814年憲章の同様の規定を「人身の自由」と訳している（宮沢・前掲注(1)20頁、芦部・前掲注(1)12頁）。

(9) 前掲注(1)20頁。

(10) 前掲注(1)21頁。また宮沢は次のようにもいう、「フランス人の公権」とは「神権王制が、いやいやながら、フランス人に認めた権利を意味していた」（前掲注(1)84頁）。

(11) 宮沢・前掲注(1)21頁。

(12) 芦部・前掲注(1)12頁。ボルンハークもまた、1814年憲章につき「憲法は、

12ヶ条の、ひかえ目な範囲における基本的人権ではじまっていた。しかしながら、それは、もはや人間のまったく平等な本性から発展するところの普遍的な人権ではない。基本的人権はフランス人の公権として実定権となった」としている（前掲注(1)65頁）。

### 3. 1831年ベルギー憲法

ベルギーの場合、権利宣言は「ベルギー人とその権利」という表題の下に21カ条からなる。まずベルギー人の資格の取得・保持・喪失、政治的権利行使の要件（4条）が定められている。続いて以下の権利・自由等が保障されている。帰化（5条）、身分制の否定、法律の前の平等、公務就任権（6条）、人身の自由<sup>(13)</sup>、訴追の要件、逮捕の要件（7条）、裁判を受ける権利（8条）、罪刑法定主義（9条）、住居の不可侵、住居搜索の要件（10条）、所有権の不可侵、公用収用の要件（11条）、財産没収刑の禁止（12条）、民事死の廃止（13条）、信教の自由、公開の礼拝の自由、意見表明の自由（14条）、一宗派の行事・儀式への参加強制の禁止（15条）、宗派の聖職者の任命・就任の自由、聖職者とその高位聖職者の通信等の自由、民事法上の婚姻の優位（16条）、教育の自由、公教育の法定（17条）、出版の自由、検閲の禁止（18条）、集会する権利、法律によるその権利行使の規制、事前許可の禁止、屋外集会におけるその例外（19条）、結社の権利（20条）、請願権（21条）、信書の秘密の不可侵（22条）、国内で通用する言語使用の自由とその例外（23条）、公務員の行政行為に対する訴追（24条）（詳しくは、資料・表2を参照）。

以上のように、平等権・平等原則、公務就任権、人身の自由、精神的自由については信教の自由、礼拝の自由、意見表明の自由、通信の秘密、集会・結社の自由、教育の自由など、経済的自由に関連しては所有権、国務請求権としては裁判を受ける権利、請願権、公務員に対する訴追権が保障されている。それぞれの権利の制限については、一部のものを除き憲法上明記されて

いない。例えば、信教、礼拝、意見表明の自由に関して、これらの自由が保障されるとした上で、「但し、これらの自由の行使の際に行われた犯罪の処罰は除く」としているが、出版の自由（18条）や結社の権利（20条）について、それらの制限は言及されていない。また、義務に関する規定が権利宣言には置かれていないことは注目される。このあたりにも、ベルギー憲法の優れて自由主義的性格をみることができよう。但し、ベルギー憲法の場合、実際には、公教育の法定に関する規定（17条2項）から教育の義務、租税法律主義に関する規定（110条）等を含む第4編「財政」及び、徴兵方法を法律事項とする規定（118条）等、軍に関する条項から成る第5編「武力」から、納税と兵役の義務があると解されている<sup>(14)</sup>。

ベルギー憲法はフランス1830年憲章をモデルとしたとされているが、両者の権宣言規定を比較した場合、一部、共通の規定（例えば、法律の前の平等、公務就任権、人身の自由、所有権の不可侵、信仰・礼拝の自由、意見表明の自由、検閲の禁止）がみられるものの、量的にも質的にもかなり違いがある。ベルギーでは、新たに、身分制の否定、裁判を受ける権利、罪刑法定主義、住居の不可侵、宗派の行事・儀式への参加強制の禁止、教育の自由、公教育、集会・結社の自由、請願権、信書の秘密、公務員の行政行為に対する訴追などが規定されており（参照、資料・表2）、はるかに自由主義的である。

芦部はベルギー憲法とその権利宣言につき、宮沢の所説<sup>(15)</sup>を引用して次のように評価している。ベルギー憲法は「国民主権を基本とする立憲君主制のもとに、自由主義・民主主義の要素を広汎に取り入れた憲法である。そのため、第2編の権利宣言は、『ベルギー国民およびその権利』と題され自然権を実定化したという考え方は示されていないが、1814年フランス憲法のような外見の人権宣言と言うことはできない<sup>(16)</sup>」とする。



- (13) 仏語では *liberté individuelle*、独語では *persönliche Freiheit*、英訳では *Individual freedom*。日本では一般に「個人の自由」と訳されているが（ボルンハーク・前掲注(1)236頁、清宮・前掲注(2)、武居・前掲注(3)417頁）、「人身の自由」と訳すべきであろう。ちなみに、宮沢は「人身の自由」とする（前掲注(1)22頁）。
- (14) 芦部・前掲注(1)101-102頁。
- (15) 前掲注(1)22-23頁。
- (16) 前掲注(1)15頁。なお、ベルギー憲法は6次にわたる改正を経て現在でも有効である（武居・前掲注(3)409-410頁）。1993年の第6次改正で憲法制定以来はじめて権利宣言に新しい権利が追加された（武居・同上410頁）。具体的には、私的及び家族生活の尊重に対する権利（22条1項）、子どもの道徳的、身体的、精神的及び性的無辱性の尊重に関する権利（22条の2 1項）、人間の尊厳に値する生活を送る権利（23条1項）及び公文書の閲覧・複写入手権（32条）である。すなわち、プライバシーの権利、子どもの権利保護、生存権、国民の知る権利・情報公開請求権に関するものである。人間の尊厳に値する生活を送る権利として、特に次の権利が規定されている（23条3項）。雇用及び職業の自由な選択に対する権利、雇用の公平な条件及び公平な賃金に対する権利、情報提供、協議及び団体交渉に対する権利、社会保障、健康の保護並びに社会、医療及び法律援助に対する権利、相応の住居に対する権利、良好な環境保護に対する権利、文化的、社会的発展に対する権利である。これらはいわゆる社会権に属するものである。さらに、従来からの権利も補充強化されている。例えば、政治的権利に関連してベルギー国籍を有しない欧州連合市民や欧州連合構成国の所属民でないベルギー在住の外国人の投票権（8条3項・4項）、法律の前の平等に関連して男女の平等（10条3項）、イデオロギー的及び哲学的少数者の権利及び自由の保障（11条）、公選による公職への男女平等の就任の奨励、内閣及び共同体・地域圏政府等の男女からなる構成（11条の2）、教育の自由に関連して共同体による両親の自由選択の確保、中立教育の組織、義務教育課程の公立学校による公認宗教の一つについての教育と非宗教的・道徳教育との選択の提供（24条1項）、教育に対する権利、義務教育の無償、義務教育に服する生徒の精神的または宗教的教育に対する権利（同条3項）、生徒・学生・両親・教職員・教育機関の法律及びデクレの前の平等（同条4項）。

#### 4. 1850年プロイセン憲法

プロイセンの権利宣言は「プロイセン人の権利」という表題のもとに40ヵ条にわたり、4ヵ国の憲法の中では最も詳細なものである。しかし、ベルギーとは対蹠的に、義務規定が導入され、また権利に対する法律の留保が明記されている。

権利宣言において、まず、プロイセン人の資格及び公民の権利の取得等、それらの要件の法定（3条）に関する規定が置かれている。続いて、法律の前の平等、身分上の特権の禁止、平等の公務就任権（4条）が定められている。

さらに、以下の規定が置かれている。人身の自由、その制限の法定（5条）、住居の不可侵、住居への侵入・家宅捜査・信書及び文書の押収の法定（6条）、裁判を受ける権利（7条）、罪刑法定主義（8条）、所有権の不可侵、公用収用の要件（9条）、民事死・財産没収刑の禁止（10条）、国外移住の自由とその制限、退去金徴収の禁止（11条）、宗教上の信仰告白・宗教団体の結成・屋内及び公開の場での宗教活動の自由、宗教上の信仰告白と無関係な市民及び公民の権利の享受、宗教の自由の行使に対する市民及び公民の義務の優位（12条）、宗教団体による社団法人の諸権利の取得（13条）、宗教活動と関係する国の施設とキリスト教の関係（14条）、宗教団体の事務の独立性、礼拝等の目的のための営造物・財団・基金の所有と享受（15条）、宗教団体とその上位団体との交際の自由（16条）、教会保護権とその廃止の要件の法定（17条）、教会の役職を任じる際の任命、推薦、選挙及び承認の権利（18条）、民事婚の成立要件（19条）、学問及び教授の自由（20条）、公立学校による青少年の教育、教育を受けさせる義務（21条）、教育を行い、教育施設を設立・管理する自由（22条）、公立及び私立の授業施設・教育施設の国による監督、官吏としての公立学校教師の権利・義務（23条）、公立の国民学校の

設立、国民学校による宗教の授業、国民学校の対外事務の管理、公立の国民学校の教師の任用（24条）、公立の国民学校の経費、国民学校教師に対する収入の保障、公立の国民学校における教育の無償（25条）、特別法による教育制度の規律（26条）、言語、文書、印刷物及び具象的表現により自己の意見を自由に表明する権利、検閲の禁止、出版の自由の制限の法定（27条）、言語、文書、印刷物あるいは具象的表現による犯罪の、一般刑法による処罰（28条）、事前の当局の許可を受けることなく屋内で集会する権利、屋外の集会の規制（29条）、刑事法律に違反しない目的のために団体を組織する権利、この権利と集会の権利の、公安の保持のためにする法律による規制、政治的結社の制限及び一時的禁止（30条）、団体結成権の付与あるいは拒否の要件の法定（31条）、請願権（32条）、信書の秘密の不可侵、刑事裁判上の搜索及び戦争の場合に必要な制限の法定（33条）、兵役の義務（34条）、軍隊の構成、国民軍の召集（35条）、武装力（軍隊）使用の要件（36条）、軍の軍事裁判管轄権、軍紀（37条）、軍隊の集会の禁止、国土防衛隊の集会・結社の禁止（38条）、人身の自由、住居の不可侵・信書及び文書の押収の法定、集会の自由、結社の自由、団体結成権の、軍における制限（39条）、封（Lehen）・家族世襲財産の禁止（40条）、その例外（41条）、土地所有に関する処分権（42条）（参照、資料・表2）。

以上のように、プロイセンの権利宣言では、ベルギーの権利宣言のカatalogueがほぼ引き写されている（但し、ベルギーの規定する宗派の行事・儀式等への参加強制の禁止（15条）と公務員の行政行為に対する訴追（24条）は継受されていない）。これに対し、プロイセンに特有のものは、国外移住の自由の保障（11条）、学問及び教授の自由の保障（20条。ベルギーでは「教育の自由」の保障（17条））とこれに続く学校制度に関する詳細な規定（21条～26条）さらに兵役の義務（34条）と、これに続く一連の軍隊に関連する諸規定（35条～39条）及び土地等の所有に関する諸規定（40条～42条）にみられ

る（参照、資料・表2）。

ベルギーから引き写されたと思われる一連の規定にあっても、決して丸写しではなく、プロイセン独自の工夫が随所にみられる。例えば、信教の自由と表現の自由について、ベルギーでは両者が一括して規定され、「信教の自由」、「公開の礼拝の自由」及び「意見表明の自由」が保障され（14条）、また出版の自由は別の条項で保障されている（18条）。これに対し、プロイセンでは、信教の自由と表現の自由が分離され、信教の自由については「宗教上の信仰告白、宗教団体の結成」「並びに家屋及び公開の場で共同して宗教活動をする自由」という形で文言上より厳密で明確な規定に改められ（12条）、また表現の自由は表現活動の一環としての出版の自由をも含む形で別に保障されている（27条）。そして、ベルギーでいう「意見表明の自由」については「言語、文書、印刷物及び具象的表現により自己の意見を自由に表明する権利」という、より緻密な表現に改められている。

さらに、プロイセン的特徴として、権利の制限につき、明確な規定を置いている点を指摘しよう。ベルギーの場合、出版の自由（18条）や結社の権利（20条）、信書の秘密（22条）について特にそれらの制限に言及していない。他方、プロイセンでは法律によるそれらの権利の制限が明記しているのである（それぞれ27条、30条、33条）。

ベルギーでは、すでにみたように、権利宣言において明文の義務規定は置かれていない。これに対し、プロイセンの場合、教育の義務（21条）と並んで兵役の義務（34条）が規定され、これに次いで軍隊関連規定（35条以下）が置かれている（ベルギーでは軍隊に関連する規定は第5編「武力」の下に置かれている）。さらにプロイセンでは、最後の「一般規定」の下に置かれている「現行の租税及び公課は引き続き徴収され」（109条）の規定により納税の義務が定められていたのである<sup>(17)</sup>。

宮沢はプロイセン憲法とその権利宣言につき、この憲法は、その条文にお

ける、ベルギー憲法との外形上の類似にもかかわらず、「どこまでも君主主義」「を基本原理とするものであり、その結果として、その権利宣言も、外見的人権宣言の性格をそなえていた<sup>(18)</sup>」とする。芦部も次のようにいう、「プロイセン憲法は、旧来の法伝統の上に君主政原理を色濃く加味した憲法であり」、その「権利宣言は、一見ベルギー憲法の翻訳であるかのような規定を少なからず含んではあるものの、実は外見的人権宣言の典型というべきものである<sup>(19)</sup>」。

(17) 芦部・前掲注(1)101頁。

(18) 前掲注(1)24頁。

(19) 前掲注(1)15頁。芦部はその根拠として、①「プロイセン憲法で保障された権利・自由（基本権）が、それ自体直接に法的意味を有しないプログラムの宣言であり、それを執行するためには特別の立法を必要とするものであったこと」、②「国家によって与えられたものであったこと」、③「権利と並んで義務が常に強調されたこと」、④「憲法の最高法規性の観念がなく立法者の憲法違反に対して何の救済策も存しなかったこと」、⑤「基本権の客観法的性質のみが強調され権利性を認めることに著しく消極的であったこと」などを挙げている（同上）。

## 5. 1889年明治憲法

明治憲法の権利宣言は「臣民権利義務」の表題のもとに15カ条で構成され、以下の規定をもつ。

臣民の要件の法定（18条）、均しく文武官に任ぜられ及びその他の公務に就く権利（平等の公務就任権）（19条）、兵役の義務（20条）、納税の義務（21条）、法律の範囲内での居住及び移転の自由（22条）、法律による逮捕、監禁、審問及び処罰（23条）、法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの権利（24条）、法律の定めたる場合と本人の許諾がある場合を除く住所の不可侵と搜索の禁止（25条）、法律の定めたる場合を除く信書の秘密（26条）、所有

権の不可侵と公益のため必要なる処分の法定（27条）、安寧秩序を妨げず及び臣民たる義務に背かざる限りでの信教の自由（28条）、法律の範囲内での言論著作印行集会及び結社の自由（29条）、請願の権利（30条）、戦時または国家事変の場合における権利の制限（31条）、陸海軍軍人の権利の制限（32条）（参照、資料・表2）。

以上のように、平等の公務就任権、精神的自由に関連しては信書の秘密、信教の自由、言論・出版・集会・結社の自由、経済的自由については居住移転の自由と所有権の不可侵、一連の人身の自由、国務請求権に関しては裁判を受ける権利と請願権が規定されている。

プロイセンの権利宣言の主要なカタログがほぼ継受されている。ただ、プロイセンの公民の権利の取得等に関する規定（3条）、平等権に関連して平等の一般原則を示す「法律の前の平等」と身分上の特権の禁止（4条）は継受されていない（平等の公務就任権のみが継受されている）。また、「人身の自由」（5条）という表現や、学問及び教授の自由とこれに続く学校制度に関する規定（20条～26条）も継承されていない。それらは、当時の日本社会の状況からみて「臣民」の権利の保障としてふさわしくないものとみただけであろう。なお、居住移転の自由（22条）は、ベルギー、プロイセンには規定がなく（プロイセンでは、国外移住の自由の保障）、1849年フランクフルト憲法や1867年オーストリア・ハンガリー帝国のいわゆる「12月憲法」をモデルにしたものと思われる<sup>(20)</sup>。

それに対し、臣民の義務として兵役の義務が継承され、新たに納税の義務が付加されている（20条、21条）。これらの義務の置かれている位置に注目する必要がある。プロイセンの場合、兵役の義務は諸権利の宣言のなされた後に置かれている。ところが、明治憲法では主要な権利の宣言の前に位置しているのである（順を追えば、臣民の要件の法定→平等の公務就任権→兵役の義務→納税の義務→居住移転の自由などの諸権利の宣言、となる）。原

理的に権利よりも義務が優先しているのである。

その規定の方式は、フランス1814年憲章と1830年憲章における「納税の義務」（正確には、「国の租税に対する平等の協力」（それぞれ2条））の位置に近いといえよう。両憲章はほぼ同じ規定をもつが、法律の前の平等（1条）→租税に対する平等の協力（2条）→平等の公務就任権（3条）→人身の自由の保障（4条）の順で規定を置いているのである（資料・表2を参照）。また、1849年フランクフルト憲法も参考にされたものと思われる。同憲法137条は身分による差別の禁止、貴族の廃止（1項）、身分的特権の輒廃（2項）、法律の前の平等（3項）、称号の廃止とその例外（4項）、外国からの勲章受理の禁止（5項）を規定した上で、平等の公務就任権（6項）を定め、兵役義務の平等とその代理の禁止を述べている（7項）。ここにおいて平等の公務就任権→兵役の義務の順をみることができよう。

さらに、ベルギー、プロイセンと比べて、権利規定の簡潔さと権利制限規定の用意周到さが目につく。各権利規定の簡潔さにつき、例えば、表現の自由、集会の自由、結社の自由はプロイセンの場合、3カ条にわたって規定され、それぞれの自由について制限が明らかにされているのに対し、日本では一括して法律の留保を付してわずか1カ条で処理されているのである。さらに、各権利規定には法律の留保を含む制限がごく簡潔に周到に書き込まれている。これでは一般の市民（正確には「臣民」）が条文を読んで具体的にいかなる権利がどの程度まで保障されているのかを理解することはまず不可能である。これからしても明治憲法は「一般市民のための憲法」でなかったことは確かである。

(20) フランクフルト憲法は「滞在し、住居を構え」る権利を「地所を獲得し、これを自由に処分し、生活の糧を得るためのあらゆる事業を営」む権利と共に保障し（133条1項）、また移住の自由を規定する（136条）。「12月憲法」は5つ

の憲法的法律からなるが、権利宣言にあたるのは「国民の一般的権利に関する1867年12月21日の国家基本法」である（高田敏「オーストリア連邦」阿部・畑編『世界の憲法集』（有信堂、2005年）101頁）。この国家基本法において「人及び財産の移転の自由」が保障されている（4条1項）。

## 6. 戦後の代表的なテキストにみる明治憲法の権利宣言規定の評価

戦後憲法学において明治憲法の権利宣言規定はどのように評価されているのであろうか。代表的と思われるテキストについてみておく。

いずれのテキストにおいても、明治憲法と日本国憲法の権利宣言規定を比較することにより、両者のちがいが強調され、明治憲法の権利宣言規定の問題点や限界が指摘されている<sup>(21)</sup>。

例えば、宮沢俊義は「明治憲法の人権宣言が外見的人権宣言であったのに対して、日本国憲法の人権宣言は、固有の意味の人権宣言というべきものである」とし、「両者のちがいの主な点」を次のように列挙している<sup>(22)</sup>。

①明治憲法の保障する権利は「憲法によって与えられたもの」と考えられ、「天皇の『深いおほしめし』によって人民に賜ったものという建前がとられた」。これに反して、日本国憲法の保障する権利は「論理的に国家や、憲法に先立つ」「憲法以前の権利」である。

②明治憲法の権利宣言では、「法律の留保」が認められ、「そこでの制約はもっぱら行政権に対するものであり、立法権に対するものではなかった」。他方、日本国憲法の権利宣言は「法律の留保」を認めず、「それは立法権をも拘束する。法律でそれを侵害することは許されない」。

③明治憲法で保障された自由ないし権利は「当時の諸外国の人権宣言にならって定められたものであるが、全体の条文の数も、わずか15カ条であり、主として自由権に相当するものが列挙されているだけであった。参政権に関するものは公務就任権（19条）だけであり、「社会権に関する規定はまっ



たくなかった」。日本国憲法の権利宣言では「保障の対象として列挙された範囲が非常にひろまっており、そのため条文の数も31ヵ条になっている」。

④明治憲法の権利宣言には、その保障に対して大きな例外（軍人に関する例外（32条）、天皇の非常大権（31条）、戒厳の制度（14条）、緊急命令の制度（8条））が定められていた。日本国憲法の権利宣言は「この種の例外をいっさいみとめていない」。

⑤明治憲法の下では、「行政訴訟については、列記主義がとられ、しかも、法律によるその列記は、決してじゅうぶんではなかった。したがって、人権宣言の保障に違反して行政権によって人権の侵害がなされても、實際上これを訴訟で争う道がきわめて限られていた。日本国憲法では、行政訴訟について概括主義をみとめることを憲法で保障した（32条）。したがって、行政権による人権の侵害に対しては、救済の道は、はるかに完備している」。

⑥明治憲法には、裁判所の法律審査権について「何らの規定がなく、裁判所は、司法裁判所も、行政裁判所も、その判例で、そういう審査権をもたないと解していた。この解釈の下では、帝国議会と天皇とによって適法に制定された法律の合憲性を裁判所は審査することができなかったから、ある法律がはたして人権宣言の規定に違反するかどうかを最終的に判断する権は、まさしくその法律の制定者一すなわち、帝国議会と天皇一自身に属していたことになる。こういう状態は、法律による人権侵害の危険に対する保障としては、不完全なものであったといえる。日本国憲法は、これに対して、その明文で、裁判所の法律審査権をみとめる。人権の制限を内容とする法律は、したがって、裁判所によって、その合憲性を審査され、憲法に適合しない場合は、その適用を拒否される可能性がある。この点で、明治憲法にくらべて、人権の保障はより完全になったといわれる」。

要するに、明治憲法の権利宣言規定の特質や問題点として、①明治憲法の権利は人権（生来の自然権）ではなく、天皇が臣民に恩恵的に与えた「臣民

権」であったこと、②明治憲法の権利・自由は「法律の留保」を伴うものであったこと、③自由権規定が中心で、参政権については公務就任権を定めるにとどまり、社会権に関する規定は全くなかったこと、④天皇の非常大権と軍人に関する例外を定めていたほか、戒厳や緊急命令に関する規定を置いていたこと、⑤行政訴訟につき列記主義がとられ、裁判所の法律審査権は認められなかったことが挙げられているのである<sup>(23)</sup>。

- (21) 宮沢・前掲注(1)204-210頁、橋本公亘『日本国憲法(改訂版)』(有斐閣、1988年)118-119頁、伊藤正巳『憲法(新版)』(弘文堂、1990年)187-189頁、佐藤功『日本国憲法概説(全訂第5版)』(学陽書房、1996年)144-146頁、芦部・前掲注(1)42-45頁)など。  
(22) 宮沢・前掲注(1)204-209頁。  
(23) 参照、芦部・前掲注(1)42-44頁。

## おわりに

19世紀後半に制定された明治憲法の権利宣言が、20世紀半ばに制定された日本国憲法のそれと対比して、以上のような問題点・限界をもつことは否定できないであろう。しかし、明治憲法と同時代の憲法の権利宣言と比べてどうであろうか。

第1に、明治憲法の保障する権利が人権・自然権ではなかった点については、明治憲法の問題点というよりも、同時代の思想の反映であるという一面がある。以上の各権利宣言においても、「フランス人の公権」「ベルギー人の権利」「プロイセン人の権利」の保障にとどまり、人権・自然権の保障はなされていないのである。「人間」の権利よりはむしろ、その国の「国民」の権利が眼中に置かれている<sup>(24)</sup>といえよう。芦部はその背景として、法実証主義と立法権の優位を挙げている<sup>(25)</sup>が、特に前者が重要であると思われる。すなわち、「19世紀中葉から20世紀初頭にかけてヨーロッパ、とくにドイツ

で法実証主義の方法論が憲法学においても支配的な潮流になったことである。法実証主義は、法学の対象を実定法に限定し、自然法的なもの政治的ものを排除する法思想であるから、「国家ないし憲法以前に存在する自然権の観念は当然に否定される」ことになったのである<sup>(26)</sup>。

第2に、権利・自由が「法律の留保」を伴う点については、フランスの場合、「意見を公表し出版させる権利」は「法律の範囲内で」で保障されることになっている（7条）。また、プロイセンでは、出版の自由、表現の自由、集会の自由、結社の自由、団体結成権および信書の秘密につき法律による制限を明記している（27条、28条、29条、30条、31条、33条）。これらに倣って明治憲法も、居住移転の自由、信書の秘密、言論著作印行集会及び結社の自由につき「法律の留保」を定めている（22条、26条、29条）（但し、すでに指摘したように、プロイセン憲法には、居住移転の自由は規定されていない。）。これに対し、ベルギーの場合、その自由主義的・民主主義的性格を反映して、その規定において、出版の自由、結社の自由及び信書の秘密につき法律による制限は言及されていない（18条、20条、22条）。

第3に、権利宣言の条文数はわずか15カ条であり、自由権に関する規定が中心で、参政権については公務就任権が規定されているにすぎず、社会権に関する規定は全くなかった点についてはどうであろうか。各権利宣言の条文数はフランス→11カ条、ベルギー→21カ条、プロイセン→40カ条で、明治憲法の15カ条はフランスに次ぐものである。参政権については、フランスでも平等の公務就任権が規定されているにすぎない。ベルギーとプロイセンの場合、「政治的権利」や「公民の権利」が言及され（それぞれ4条、3条）、併せて公務就任権が規定されている（6条、4条）。社会権については、以上のいずれにも規定されていない。当時、社会権を規定する憲法は例外であった<sup>(27)</sup>。

第4に、軍人に関する例外を定め、非常大権、戒厳、緊急命令が規定され

ていた点につき、これらの規定はフランスとベルギーには置かれていない。これに対し、プロイセンの場合、軍人に関する例外が詳細に規定され（38条、39条）、また緊急命令（63条）、非常事態における憲法の一時停止（111条）が定められている。この点で、明治憲法は明らかにプロイセンをモデルとしているのである。

第5と第6、すなわち、行政訴訟につき列記主義が取られ、裁判所の法律審査権が認められていなかった点について、とりわけ後者は当時の大陸法では一般的な考え方であり、明治憲法もこれを継受しているのである。ちなみに、ベルギーでは「法律の有権的解釈は、立法権に専属する」（28条）との

資料

表1 憲法の構成

フ ラ ンス	ベルギー
前文	第1編 領土とその区分
フランス人の公権	第2編 ベルギー人とその権利
国王の統治形態	第3編 権力
貴族院	第1章 議院
代議院	第2章 国王と大臣
大臣	第3章 司法権
司法組織	第4章 州と市町村の制度
国家によって保障される特別の権利	第4編 財政
経過規定	第5編 武力
	第6編 一般規定
	第7編 憲法の改正
	第8編 経過規定

規定がみられる。

以上の点から、明治憲法の権利宣言規定は、制定時の日本の歴史的諸条件及び同時代の憲法の権利宣言に規定されていたことが分かる。正に同時代の産物である。

- (24) 宮沢・前掲注(1)26頁。
- (25) 前掲注(1)17-18頁。
- (26) 芦部・前掲注(1)17頁。
- (27) 宮沢・前掲注(1)29頁、芦部・前掲注（1）20-21頁。

プロイセン	日 本
前文	上諭
第1編 国家の領土	第1章 天皇
第2編 プロイセン人の権利	第2章 臣民権利義務
第3編 国王	第3章 帝国議会
第4編 大臣	第4章 国务大臣及枢密顧問
第5編 議会	第5章 司法
第6編 裁判権	第6章 会計
第7編 裁判官の地位に属さない官吏	第7章 補則
第8編 財政	
第9編 市町村、郡、県、州の連合	
一般規定	
経過規定	

表2 権利宣言規定

フランス	ベルギー
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベルギー人の資格の取得等（4条1項）</li> <li>・政治的権利行使の要件（4条2項）</li> <li>・帰化（5条）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律の前の平等（1条）</li> <li>・平等の公務就任権（3条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身分制の否定（6条1項）</li> <li>・法律の前の平等（6条2項）</li> <li>・公務就任権（6条3項）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の租税に対する平等の協力（2条）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人身の自由の平等の保障、訴追・逮捕の要件（4条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人身の自由（7条1項）</li> <li>・訴追の要件（7条2項）</li> <li>・逮捕の要件（7条3項）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判を受ける権利（8条）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罪刑法定主義（9条）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居の不可侵（10条1文）</li> <li>・住居搜索の要件（10条2文）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有権の不可侵、その間の差別の禁止（8条）</li> <li>・事前の補償によるその制限（9条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有権の不可侵（11条1文）</li> <li>・公用収用の要件（11条2文）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産没収刑の禁止（12条）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民事死の廃止（13条）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・信仰を告白し、その礼拝のための平等な自由（5条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信教の自由（14条1文）</li> <li>・公開の礼拝の自由（14条1文）</li> <li>・それらの自由の行使に係る犯罪処罰の除外（14条2文）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宗派の行事、儀式等への参加強制の禁止（15条）</li> </ul>

プロイセン	日 本
・プロイセン人の資格・公民の権利の取得等、それらの要件の法定（3条）	・日本臣民の要件の法定（18条）
・法律の前の平等（4条1文） ・身分上の特権の禁止（4条2文） ・平等の公務就任権（4条3文）	・平等の公務就任権（19条）
・兵役の義務（以下の34条）	・兵役の義務（20条）
	・納税の義務（21条）
	・法律の範囲内での居住・移転の自由（22条）
・人身の自由、その制限の法定（5条）	・法律による逮捕、監禁、審問、処罰（23条）
・裁判を受ける権利（7条）	・裁判を受ける権利（24条）
・罪刑法定主義（8条）	・法律による処罰（23条）
・住居の不可侵（6条1文） ・住居への侵入、家宅捜査、信書及び文書押収の法定（6条2文）	・法律の定めたる場合と本人の許諾がある場合を除く住所の不可侵と捜索の禁止（25条）
・所有権の不可侵（9条1文） ・公用収用の要件（9条2文）	・所有権の不可侵（27条1項） ・公益のため必要なる処分の法定（27条2項）
・財産没収刑の禁止（10条）	
・民事死の禁止（10条）	
・国外移住の自由とその制限（11条1項） ・退去金徴収の禁止（11条2項）	
・信仰告白、宗教団体の結成、屋内及び公開の場での宗教活動の自由（12条1文） ・信仰告白と無関係な市民及び公民の権利の享受（12条2文） ・宗教の自由の行使に対する市民及び公民の義務の優位（12条3文）	・安寧秩序を妨げず及び臣民たる義務に背かざる限りでの信教の自由（28条）

表2 つづき

フ ラ ンス	ベ ル ギ ー
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ローマ・カトリック教、その他のキリスト教教派の聖職者に対する国庫からの報酬（6条）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聖職者の任命・就任の自由（16条1項）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聖職者とその高位聖職者の通信等の自由（16条1項）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民事婚の優位（16条2項）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の自由（17条1項）</li> <li>・公教育の法定（17条2項）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律に従ってその意見を公表し、かつ出版させる権利、検閲の廃止（7条）</li> <li>・王政復古までに表明された意見・投票取調の禁止（10条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見表明の自由（14条1文）</li> <li>・その自由の行使に係る犯罪処罰の除外（14条2文）</li> <li>・出版の自由（18条1項）</li> <li>・検閲の禁止（18条1項）</li> <li>・保証金要求の禁止（18条1項）</li> <li>・国内の出版者等の訴追の禁止（18条2項）</li> </ul>



プロイセン	日 本
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宗教団体による社団法人の諸権利の取得（13条）</li> <li>・ 国の施設とキリスト教の関係（14条）</li> <li>・ 宗教団体の事務の独立性、礼拝等のための営造物等の所有と享受（15条）</li> <li>・ 教会保護権とその廃止の要件の法定（17条）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教会の役職を任じる際の任命、推薦、選挙及び承認の権利（18条）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宗教団体とその上位団体との交際の自由（16条）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民事婚の成立要件（19条）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学問及び教授の自由（20条）</li> <li>・ 公立学校による青少年の教育、教育を受けさせる義務（21条）</li> <li>・ 教育を行い、教育施設を設立・管理する自由（22条）</li> <li>・ 公立及び私立の授業施設・教育施設の国による監督、官吏としての公立学校教師の権利・義務（23条）</li> <li>・ 公立の国民学校の設立、国民学校による宗教の授業、国民学校の対外事務の管理、公立の国民学校の教師の任用（24条）</li> <li>・ 公立の国民学校の経費、国民学校教師に対する収入の保障、公立の国民学校における教育の無償（25条）</li> <li>・ 特別法による教育制度の規律（26条）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 言語、文書、印刷物及び具象的表現により自己の意見を自由に表明する権利（27条1項）</li> <li>・ 検閲の禁止、出版の自由の制限の法定（27条2項）</li> <li>・ 言語、文書、印刷物あるいは具象的表現による犯罪の、一般刑法による処罰（28条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律の範囲内での言論著作印行集会及び結社の自由（29条）</li> </ul>

表2 つづき

フ ラ ン ス	ペ ル ギ ー
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集会する権利 (19条1項)</li> <li>・法律によるその権利の規制 (19条1項)</li> <li>・事前許可の禁止 (19条1項)</li> <li>・屋外集会における例外 (19条2項)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結社の権利 (20条)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請願権 (21条1項)</li> <li>・団体名での請願権 (21条2項)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信書の秘密 (22条1項)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言語使用の自由 (23条)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務員の行政行為に対する訴追 (24条)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・徴兵の廃止、陸海軍の募集方法の法定 (11条)</li> </ul>	

プロイセン	日本
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前の当局の許可を受けることなく屋内で集会する権利（29条1項）</li> <li>・屋外の集会における例外（29条2項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事法律に違反しない目的のために団体を組織する権利（30条1項）</li> <li>・この権利と集会の権利の、公安の保持のためにする法律による規制（30条2項）</li> <li>・政治的結社の制限及び一時的禁止（30条3項）</li> <li>・団体結成権の付与あるいは拒否の要件の法定（31条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・請願権（32条1文）</li> <li>・全体の名の下で行う請願（32条2文）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請願の権利（30条）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・信書の秘密の不可侵、刑事裁判上の捜索及び戦争の場合に必要な制限の法定（33条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律に定めたる場合を除く信書の秘密（26条）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵役の義務（34条）</li> <li>・軍隊の構成、国民軍の召集（35条）</li> <li>・武装力（軍隊）使用の要件（36条）</li> <li>・軍の軍事裁判管轄権、軍紀（37条）</li> <li>・軍隊の集会の禁止、国土防衛隊の集会・結社の禁止（38条）</li> <li>・人身の自由、住居の不可侵・信書及び文書の押収の法定、集会の自由、結社の自由、団体結成権の、軍における制限（39条）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・封・家族世襲財産の禁止（40条）</li> <li>・その例外（41条）</li> <li>・土地所有に関する処分権（42条）</li> </ul>	